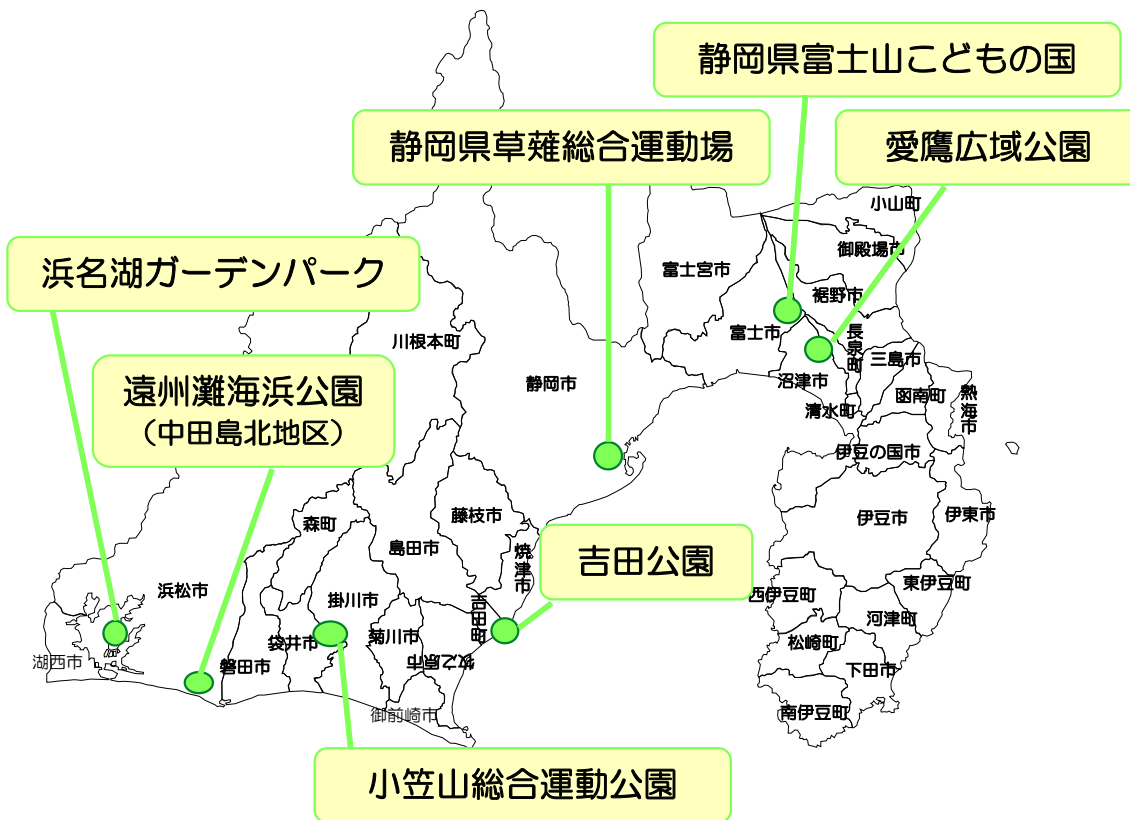


『静岡県営都市公園経営基本構想』改訂版・『静岡県営都市公園経営基本計画（第5期）』の公表

静岡県では、県内7ヶ所の県営都市公園について、効果的で効率的な運営を行うため、「県営都市公園経営基本構想」と、実行計画である「県営都市公園経営基本計画」を策定し、その内容を基本に、県営都市公園の運営を行っています。

令和5年度は、5年間の計画期間である現在の基本計画の最終年のため、次の5年間の基本計画を策定しました。

なお、「県営都市公園経営基本構想」は、平成16年度の策定から10年経過した平成26年度に県営都市公園の現況を踏まえて改定しましたが、令和5年度で10年が経過しますので、基本構想についても併せて見直しを行いました。



「基本構想の改訂と基本計画の策定」のポイント

◎静岡県営都市公園経営基本構想

テレワークやリモート活用などの暮らしの変化や社会情勢、気象変動の背景を考慮して、次のような見直しを行う。

- ・持続可能な施設維持として、今後はSDGsの取り組みを進める。
- ・安心・安全・快適の確保の手法にデジタル技術やデータ活用を導入する。
- ・運営の健全化推進に、より取り組む。

◎静岡県営都市公園経営基本計画

- ・指定管理者制度の継続と県とのより良い体制確保。
- ・目標指標として利用者数・利用者満足度の再設定。
- ・各公園で新規利用と複数回利用のバランスを意識して事業運営を行う。
- ・インクルーシブな空間の創出を意識し快適確保を。

参考：公園の種類

① 営造物公園（R3年度末・静岡県内の数）

* 国立国民公園（環境省設置法）

* 都市公園（都市公園法）

国立都市公園（0箇所）

県立都市公園
（7箇所、広域4運動2総合1）

市町立都市公園（2,638箇所）

うち街区・近隣・地区公園
2,184箇所

うち総合公園・運動公園
71箇所

など

* その他の公園（地方自治法244条-条例）
（特定地区公園など）

県民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、主として一ひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足する広域公園は県で設置している

街区内居住者（街区公園）近隣居住者（近隣公園）徒歩県内居住者（地区公園）が利用できるように遊戯施設、広場、休憩施設等が配置された身近な公園などは市町で設置している。

※都市公園は
県公園緑地課、
各市町公園担当課
が窓口となります。

② 地域制公園

* 自然公園（自然公園法）

国立公園・国定公園

- ・ 南アルプス国立公園
- ・ 富士箱根伊豆国立公園
- ・ 天竜奥三河国定公園

都道府県立自然公園

- ・ 浜名湖県立自然公園
- ・ 日本平・三保松原県立自然公園
- ・ 御前崎遠州灘県立自然公園
- ・ 奥大井県立自然公園

※自然公園は県自然保護課が窓口となります。

